

21—06 P U D T

理由補充の取扱い

1. 審判、再審、判定の請求においては、当事者は、その主張の理由を明らかにしなければならない（特 § 17①、 § 71③、 § 131①②、特施規 § 46、 § 46の3、実 § 38①②、意 § 25③、 § 52、 § 60の3、意施規 § 14、 § 19⑧、商 § 28③、 § 56①、 § 68④、 § 68の40①、商施規 § 14、 § 22⑥）（→31—01の1.）。

特許（商標登録）異議の申立てにおいては、申立ての理由を記載しなければならない（特 § 115①、特施規 § 45の2、商 § 43の4①、 § 68④、商施規 § 12）（→66—04の3、67—04）。

2. 審判等の種類によって請求の理由の補正に制限がある。

(1) 無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

無効審判を除く特許、意匠、商標の審判の請求については、審理の終結までは請求の趣旨を変更しない限り最初に申し立てた理由の一部又は全部を補正し、さらに新しい理由を補充することができる（しかし、遅れた理由補充は審理の迅速化の観点からは好ましくない。）（特 § 131の2①ただし書一、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）（→61—04の4.）。

(2) 無効審判

無効審判については、原則として、請求の理由の要旨を変更する補正はできない（特 § 131の2①、実 § 38の2、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）が、審判長により請求の理由の要旨を変更する補正が許可されるときがある（特 § 131の2①ただし書二、実 § 38の2、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52）（→30—01の1.、51—08、51—15）。

(3) 特許（商標登録）異議の申立て

特許（商標登録）異議申立書の補正期間内であれば、申立ての理由等の補正（変更・追加など）が可能である（特 § 115②、商 § 43の4②③、 § 68④）（→66—03、67—04）。

特許：特許掲載公報の発行の日から6月を経過するとき又は特 § 120の5①の規定による通知のある時のいずれか早い時まで

商標： 商標掲載公報の発行の日から2月経過後30日（期間延長：国内居住者（標準）15日、在外者60日）を経過するまで

3. 審理の終結の通知後、理由補充のための補正書が提出されたときは、その内容により審理再開の必要があるか否かを検討し、その必要があるときは審理を再開する（→42—00）が、その必要がないと認められるときは記録に連続しておく。
4. 審決の謄本送達後に提出された補正書及び判定の審理が終わったのちに提出された補正書は手続を却下する（特 § 18の2、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(改訂H27.2)